

(目的)

第 1 条 この規程は、一般財団法人佐渡市スポーツ協会（以下「協会」という。）の組織及び所掌事務並びに職制及び職務について、必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

第 2 条 協会に次の係を置く。

- (1) 総務係
- (2) 事業係
- (3) スポーツ推進係

(所掌事務)

第 3 条 事務局の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 総務係
  - ア 協会運営費及び指定管理の予算管理に関すること。
  - イ 評議員会、理事会、専門委員会及び業務執行会議に関すること。
  - ウ 雇用及び人事に関すること。
  - エ 給与等に関すること。
  - オ 備品管理に関すること。
- (2) 事業係
  - ア 協会が主管となるスポーツイベントの運営及び会計に関すること。
  - イ 協会が主管となるスポーツイベントの備品管理に関すること。
- (3) スポーツ推進係
  - ア 市民のスポーツ活動の振興に関すること。
  - イ 加盟団体に関すること。
  - ウ 賛助会員に関すること。
  - エ スポーツ情報の収集・提供及び広報・啓発に関すること。
  - オ スポーツ功労者、優秀競技者等の表彰に関すること。
  - カ スポーツ施設の管理・運営に関すること。

(職制)

第 4 条 事務局に事務局長を置き、次長、係長、主任及び主事を置くことができる。

(職務)

第 5 条 職制による職務は、次のとおりとする。

- (1) 事務局長は、事務局の事務を掌理し、係相互間の連絡調整と積極的かつ効率的な業務運営を図るとともに、職員を指揮監督する。
- (2) 次長は、事務局長を補佐し、事務局の事務を整理し、必要により事務局の事務を分担する。
- (3) 係長は、上司の命を受け、係の事務を整理し、その事務を処理するため係員

を指揮監督するとともに、係の事務を分担する。

(4) 主任は、上司の命を受け、高度の知識又は経験に基づく事務に従事する。

(5) 主事は、上司の命を受けて分掌事務に従事する。

附 則

この規程は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 26 年 2 月 6 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 27 年 5 月 30 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 2 年 10 月 16 日から施行する。